

平成 15 年

小樽市議会会議録

第 1 回 臨時会

小 樽 市 議 会

平成15年
小樽市議会 第1回臨時会 会期及び会議日程

会期 5月26日～ 5月27日(2日間)

| 月日(曜日) | 本会議 | 委員会 |
|----------|----------------|--|
| 5月26日(月) | 議長・副議長選挙、提案説明等 | 総務・経済・厚生・建設各常任委員会、議会運営委員会、学校適正配置等調査・市立病院調査両特別委員会 |
| 27日(火) | 質疑、討論、採決 | |

平成15年
第1回臨時会会議録目次
小樽市議会

5月26日(月曜日) 第1日目

| | | |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 出席議員..... | 1 |
| 1 | 欠席議員..... | 1 |
| 1 | 出席説明員..... | 1 |
| 1 | 議事参与事務局職員..... | 2 |
| 1 | 開 会..... | 3 |
| 1 | 開 議..... | 3 |
| 1 | 会議録署名議員の指名..... | 3 |
| 1 | 仮議席の指定..... | 3 |
| 1 | 日程第1 議長の選挙..... | 3 |
| 1 | 議長あいさつ..... | 4 |
| 1 | 日程第2 議席の指定..... | 5 |
| | 議会人事の民主化を求める動議 菊地議員..... | 5 |
| | 討 論 北野議員..... | 6 |
| | 採 決..... | 6 |
| 1 | 日程第3 副議長の選挙..... | 8 |
| 1 | 副議長あいさつ..... | 9 |
| 1 | 日程第4 会期の決定..... | 9 |
| 1 | 市長あいさつ..... | 9 |
| 1 | 日程第5 議案第10号..... | 10 |
| | 提案説明 見楚谷議員..... | 10 |
| | 討 論 北野議員..... | 10 |
| | 採 決..... | 11 |
| 1 | 日程第6 常任委員の選任..... | 11 |
| 1 | 日程第7 議会運営委員の選任..... | 12 |
| 1 | 日程第8 特別委員会の設置..... | 12 |
| | 石狩湾新港特別委員会の設置を求める動議 古沢議員..... | 12 |
| | 討 論 新谷議員..... | 13 |
| | 採 決..... | 14 |
| 1 | 日程第9 北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙..... | 14 |
| 1 | 日程第10 石狩湾新港管理組合議会議員の選挙..... | 14 |
| 1 | 日程第11 後志教育研修センター組合議会議員の選挙..... | 15 |

| | | | |
|---|---------|----------------------------------|----|
| 1 | 日程第 1 2 | 石狩西部広域水道企業団議会議員の選挙 | 16 |
| 1 | 日程第 1 3 | 議案第 1 号ないし第 9 号及び報告第 1 号ないし第 3 号 | 17 |
| | | 市長提案説明 | 17 |
| 1 | 散 | 会 | 18 |

5月27日(火曜日) 第2日目

| | | | | |
|---|------------|----------------------------------|----------|----|
| 1 | 出席議員 | 21 | | |
| 1 | 欠席議員 | 21 | | |
| 1 | 出席説明員 | 21 | | |
| 1 | 議事参与事務局職員 | 22 | | |
| 1 | 開 | 議 | 23 | |
| 1 | 会議録署名議員の指名 | 23 | | |
| 1 | 日程第 1 | 議案第 1 号ないし第 9 号及び報告第 1 号ないし第 3 号 | 23 | |
| | 質 | 疑 | 新谷議員 | 23 |
| | 討 | 論 | 古沢議員 | 31 |
| | 採 | 決 | 32 | |
| 1 | 日程第 2 | 意見書案第 1 号及び決議案第 1 号 | 34 | |
| | 提案説明 | 若見議員 | 34 | |
| | 討 | 論 | 横田議員 | 35 |
| | 討 | 論 | 菊地議員 | 36 |
| | 討 | 論 | 斉藤(陽)議員 | 37 |
| | 討 | 論 | 佐々木(勝)議員 | 38 |
| | 採 | 決 | 39 | |
| 1 | 日程第 3 | 閉会中の継続審査の申し出 | 39 | |
| | 採 | 決 | 39 | |
| 1 | 閉 | 会 | 39 | |

議事事件一覧表

| | | | | | |
|------|------|---|-----|-------------------------------|-------------------------------------|
| 議案 | | | | | |
| 議案 | 案 | 第 | 1号 | 平成15年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算 | |
| 議案 | 案 | 第 | 2号 | 小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案 | |
| 議案 | 案 | 第 | 3号 | 小樽市税条例の一部を改正する条例案 | |
| 議案 | 案 | 第 | 4号 | 工事請負契約について[菁園中学校屋内運動場新增築工事] | |
| 議案 | 案 | 第 | 5号 | 工事請負契約について[公営住宅新築工事] | |
| 議案 | 案 | 第 | 6号 | 小樽市助役の選任について | |
| 議案 | 案 | 第 | 7号 | 小樽市収入役の選任について | |
| 議案 | 案 | 第 | 8号 | 小樽市監査委員の選任について | |
| 議案 | 案 | 第 | 9号 | 小樽市監査委員の選任について | |
| 議案 | 案 | 第 | 10号 | 小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案 | |
| 報告 | | | | | |
| 報告 | 報 | 告 | 第 | 1号 | 専決処分報告（小樽市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例） |
| 報告 | 報 | 告 | 第 | 2号 | 専決処分報告（小樽市税条例の一部を改正する等の条例） |
| 報告 | 報 | 告 | 第 | 3号 | 専決処分報告（平成15年度小樽市一般会計補正予算） |
| 意見書案 | | | | | |
| 意見書案 | 意見書案 | 第 | 1号 | 有事法制に関する意見書（案） | |
| 決議案 | | | | | |
| 決議案 | 決議案 | 第 | 1号 | 有事法制関連3法案の廃案を求める決議（案） | |

質 問 要 旨

質疑

新谷議員（５月２７日１番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

1 市長の政治姿勢

（１）一斉地方選挙後の市政運営について

2 議案第１号小樽市介護保険事業特別会計補正予算について

（１）老健施設はまなすの問題について

3 議案第３号小樽市税条例の一部を改正する条例案について

4 報告第２号地方税法一部改正による市税条例の一部改正の専決処分について

5 議案第９号小樽市監査委員の選任について

6 その他

平成15年
小樽市議会 第1回臨時会会議録 第1日目

平成15年5月26日

出席議員(32名)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 山田雅敏 | 2番 | 横田久俊 |
| 3番 | 大橋一弘 | 4番 | 上野正之 |
| 5番 | 森井秀明 | 6番 | 大嶋護 |
| 7番 | 若見智代 | 8番 | 菊地葉子 |
| 9番 | 吹田友三郎 | 10番 | 成田晃司 |
| 11番 | 佐々木茂 | 12番 | 小前真智子 |
| 13番 | 前田清貴 | 14番 | 井川浩子 |
| 15番 | 大竹秀文 | 16番 | 斎藤博行 |
| 17番 | 山口保 | 18番 | 佐々木勝利 |
| 19番 | 武井義恵 | 20番 | 新谷とし |
| 21番 | 古沢勝則 | 22番 | 北野義紀 |
| 23番 | 松本光世 | 24番 | 見楚谷登志 |
| 25番 | 久末恵子 | 26番 | 小林栄治 |
| 27番 | 中畑恒雄 | 28番 | 高橋克幸 |
| 29番 | 斉藤陽一良 | 30番 | 秋山京子 |
| 31番 | 佐野治男 | 32番 | 佐藤利幸 |

欠席議員(0名)

出席説明員

| | | | |
|----------------|-------|--------------|------|
| 市長 | 山田勝麿 | 教育委員会 委員長 | 西條文雪 |
| 選挙管理委員会 委員長 | 深山雄造 | 農業委員会 会長 | 藤田政昭 |
| 監査委員 | 木野下智哉 | 助役 | 小坂康平 |
| 収入役 | 中松義治 | 教育長 | 石田昌敏 |
| 総務部長 | 鈴木忠昭 | 企画部長 | 山岸康治 |
| 企画部参事 | 山田厚 | 市民部長 | 池田克之 |
| 福祉部長 | 田中昭雄 | 保健所長 | 外岡立人 |
| 環境部長 | 山下勝広 | 土木部長 | 兵藤公雄 |

建築都市部長 仲谷正人

学校教育部長 菊 讓

総務部総務課長 宮腰裕二

小樽病院事務局長 高木成一

水道局次長 工藤利典

財政部財政課長 吉川勝久

議事参与事務局職員

事務局長 厚谷富夫

庶務係長 三浦波人

調査係長 大門義雄

書記 丸田健太郎

書記 中崎岳史

書記 橋場敬浩

事務局次長 土屋彦

議事係長 大野肇

書記 渡辺美和

書記 牧野優子

書記 山田慶司

事務局長（厚谷富夫） 本臨時会は、一般選挙後の最初の議会でございます。
議長が選挙されるまでの間、年長の議員が職務を行うことになっております。
出席議員中、久末恵子議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。
久末議員、議長席にご着席をお願いいたします。

臨時議長（久末恵子） ただいま紹介されました久末恵子でございます。
地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。
私の職務は、同法第103条第1項の規定に基づく「議長の選挙」であります。

開会 午後 1時00分

臨時議長（久末恵子） これより、平成15年小樽市議会第1回臨時会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の会議録署名議員に、横田久俊議員、古沢勝則議員をご指名いたします。
この際、各議員の仮議席を指定いたします。
仮議席は、ただいま着席の議席といたします。
日程第1「議長の選挙」を行います。
議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

臨時議長（久末恵子） ただいまの出席議員は32名であります。
投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

臨時議長（久末恵子） 投票用紙の配布漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（久末恵子） 配布漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

臨時議長（久末恵子） 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

事務局次長（土屋 彦） 1番山田雅敏議員、2番横田久俊議員、3番大橋一弘議員、4番上野正之議員、5番森井秀明議員、6番大畠護議員、7番若見智代議員、8番菊地葉子議員、9番吹田友三郎議員、10番成田晃司議員、11番佐々木茂議員、12番小前真智子議員、13番前田清貴議員、14番井川浩子議員、15番大竹秀文議員、16番斎藤博行議員、17番山口保議員、18番佐々木勝利議員、19番武井義恵議員、20番新谷とし議員、21番古沢勝則議員、22番北野義紀議員、23番松本光世議員、24番見楚谷登志議員、25番久末恵子議員、26番小林栄治議員、27番中畑恒雄議員、28番高橋克幸議員、29番斉藤陽一良議員、30番秋山京子議員、31番佐野治男議員、32番佐藤利幸議員。

臨時議長（久末恵子） 投票漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（久末恵子） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人に、大橋一弘議員、高橋克幸議員をご指名いたします。両議員の立会いを願います。

（開 票）

臨時議長（久末恵子） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数32票

そのうち有効投票 24票

無効投票 8票

有効投票中

中畑恒雄議員 21票

小林栄治議員 1票

大橋一弘議員 1票

見楚谷登志議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、中畑恒雄議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

臨時議長（久末恵子） ただいま議長に当選されました中畑恒雄議員が議長にいられますので、会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

議長より、ごあいさつがあります。

中畑議長、お願いいたします。

（中畑恒雄議長登壇）

議長（中畑恒雄） 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、多くの議員の皆様方から温かいご支援を賜り、伝統ある小樽市議会の議長に選出していただきましたことは、身に余る光栄であり、その責任の重さに身の引き締まる思いをしているところであります。

高いところから、まことに恐縮ではございますが、この場をおかりいたしまして、心から御礼を申し上げます。次第でございます。

ご案内のとおり、もとより私は未熟で浅学非才な者であります。議長の職務に当たりましては、絶えず公平性をもって、議会運営に努めますとともに、本市の今後のさらなる発展に向け全力を傾けてまいりたい決意でありますので、すぐれた識見と良識を兼ね備えておられる議員の皆様方の絶大なるご協力、ご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

市長をはじめ理事者の皆様方におかれましても、これまでと変わらぬご指導、ごべんたつを賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単措辞でございますけれども、議長就任に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

なにとぞ、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

臨時議長（久末恵子） これをもちまして、私の職務は終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

議長と交代をいたします。（拍手）

議長（中畑恒雄） 日程第2「議席の指定」を行います。

各議員の議席は、ただいまご着席のとおりといたし、私の議席は27番といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） ご異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 2時30分

議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 8番、菊地葉子議員。

8番（菊地葉子議員） 「議会人事の公正と民主化を求める動議」を提出いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） ただいまの動議は賛成者がありますので、成立いたしました。

直ちに、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 8番、菊地葉子さん。

（8番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

8番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、ただいま議題となりました議会人事の公正と民主化を求める動議について、提案趣旨の説明を行います。

我が党は、議会制民主主義のルールを守り、議長は与党第一党から選出することを認め、対立候補を出しませんでした。副議長、監査委員については、第二党、野党から、それぞれ選出されるべきであることを主張しています。

さきの一斉地方選挙の結果、我が党は第二党としての立場を有権者の皆さんから負託されました。同時に我が党が推薦した相場実市長候補は、得票率29.62%、実に3割近い支持を得る結果となりました。このことは、山田市政2期目に対する有権者の厳しい審判の結果として、厳粛に受け止めていただきたいと思います。

今議会の三役人事をめぐり、与党で独占する理由を、与党の皆さんは「山田市政の2期目を支えるために」と述べるにとどまっています。しかし、議会は主権者たる市民のものであり、それぞれの議員に負託された有権者の声を市政に反映させることが本来の役割であります。この立場に立つならば、議会では、野党はもとより与党としても、市長の行政をチェックするのが本来の使命です。選挙で多数を得たとしても、議会人事の中核を与党で占めることは、議会としてのチェック機能を弱めることになるのではないのでしょうか。

加えて、このことは、この間、先輩諸氏の皆さんが論議を深め、築き上げてきました小樽市議会の活性化を求めるという趣旨をもほごにするものです。今議会の人事が有権者の皆さんの意思に沿った公正、民主的

に構成されることを要求し、各位の賛同をお願いしまして提案説明といたします。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、討論に入ります。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 22番、北野義紀君。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

22番(北野義紀議員) 日本共産党を代表し、議会人事の公正で民主的配分を求める動議に賛成の討論を行います。

4年前から、議会人事のうち、委員会の正副委員長は、各党の議席数に基づいて比例配分するという公正で民主的な方向に本市議会は前進しました。同時に、議長・副議長・議員選出監査委員は与党で独占するという、これまでの悪しき慣習は改善されませんでした。今回の選挙結果を受けて、各党の議席数は基本的に大きな変化はありませんでした。今回の5度にわたる世話人会においても、議会中枢人事の与党独占について、その理由を問われても、「山田市長の与党で、議長・副議長・監査委員を担当し、議会運営に当たり、山田市政を支えていきたい」というものでした。私は、この理由を聞いて、山田市政は有権者の選挙で示された意向に反して、与党で議会人事の中枢を独占しなければ支えられないぜい弱な市政なのかと、暗たんたる気持ちになりました。何とも情けない話ではありませんか。

市長も議員も、有権者から直接選ばれています。我々議員は、与野党を問わず行政のチェック機関として、有権者に直接責任を負っています。この議会の中核人事を市長の与党だけで独占することは、有権者よりも市長を優先する逆立ちした考え方で、議会制民主主義に反するもので、結果としてチェック機能を低下させることとなります。

また、今回の有権者の審判は、提案理由説明にありましたように、市長選挙で我が党推薦の相場実候補は30%近い得票率を得ています。この有権者の意向を尊重するならば、議会中枢人事の3人のうち、少なくとも1人は我が党に配分して当然のことです。

議員選挙に関しては、どうでしょうか。我が党は公明党と並んで第二党で、唯一の野党です。公明党が副議長をというならば、公正な人事ならば2年交代で我が党にも監査委員、副議長を配分してしかるべきです。

この我が党の主張に与党3党は何の反論もありません。押し黙って数を頼んで、役職の独占です。私は、この数を頼んでの不当な言い分のごり押しを、この選挙後も続けるのかと思うと、小樽市の財政立直しなど、自民党・公明党・民主党にはできないことを、この場から指摘せざるをえません。数を頼んでの市民合意のない、みずからの主張の強行こそ、マイカルや石狩湾新港など大企業優先の姿勢で小樽の財政を破たんさせた最大の要因だからです。

さらに、議員のうちから選出する監査委員を絶対野党には渡さない、この態度は市長の与党として、市長の予算執行に後ろめたさがあるのではないかと勘ぐられても、申し開きができないでしょう。野党の監査を堂々と受ける、この基本的姿勢に立ちえないのは、みずからの自信のなさを告白しているのと同じことでもあります。

選挙後の初めての議会で、こういう態度を与党がとることは、今後が思いやられます。再度休憩し、いま一度考え直し、不公正な態度の変更を行うことを要求し、討論といたします。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(中畑恒雄) ただいまの出席議員は31名であります。

投票用紙を配布いたさせます。

(投票用紙配布)

議長(中畑恒雄) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長(中畑恒雄) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本動議に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載の上、職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

事務局次長(土屋 彦) 1番山田雅敏議員、2番横田久俊議員、3番大橋一弘議員、4番上野正之議員、5番森井秀明議員、6番大畠護議員、7番若見智代議員、8番菊地葉子議員、9番吹田友三郎議員、10番成田晃司議員、11番佐々木茂議員、12番小前真智子議員、13番前田清貴議員、14番井川浩子議員、15番大竹秀文議員、16番齋藤博行議員、17番山口保議員、18番佐々木勝利議員、19番武井義恵議員、20番新谷とし議員、21番古沢勝則議員、22番北野義紀議員、23番松本光世議員、24番見楚谷登志議員、25番久末恵子議員、26番小林栄治議員、28番高橋克幸議員、29番齊藤陽一良議員、30番秋山京子議員、31番佐野治男議員、32番佐藤利幸議員。

議長(中畑恒雄) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人に、佐々木勝利君、新谷としさんをご指名いたします。両議員の立会いを願います。

(開 票)

議長(中畑恒雄) 投票の結果を報告いたします。

投票総数31票

そのうち有効投票 31票

有効投票中

賛成 7票

反対 24票

以上であります。

よって、本件は否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

議長(中畑恒雄) 日程第3「副議長の選挙」を行います。
議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(中畑恒雄) ただいまの出席議員は32名であります。
投票用紙を配布いたさせます。

(投票用紙配布)

議長(中畑恒雄) 投票用紙の配布漏れはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 配布漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長(中畑恒雄) 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員
の点呼に応じて順次投票を願います。
点呼を命じます。

事務局次長(土屋 彦) 1番山田雅敏議員、2番横田久俊議員、3番大橋一弘議員、4番上野正之議員、
5番森井秀明議員、6番大畠護議員、7番若見智代議員、8番菊地葉子議員、9番吹田友三郎議員、10番成
田晃司議員、11番佐々木茂議員、12番小前真智子議員、13番前田清貴議員、14番井川浩子議員、15番大竹秀
文議員、16番斎藤博行議員、17番山口保議員、18番佐々木勝利議員、19番武井義恵議員、20番新谷とし議員、
21番古沢勝則議員、22番北野義紀議員、23番松本光世議員、24番見楚谷登志議員、25番久未恵子議員、26番
小林栄治議員、27番中畑恒雄議員、28番高橋克幸議員、29番斉藤陽一良議員、30番秋山京子議員、31番佐野
治男議員、32番佐藤利幸議員。

議長(中畑恒雄) 投票漏れはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人に、大畠護君、成田晃司君をご指名いたします。両議員の立会いを願います。

(開 票)

議長(中畑恒雄) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数32票

そのうち有効投票 31票

無効投票 1票

有効投票中

佐野治男君 24票

佐藤利幸君 2票

北野義紀君 5票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は8票であります。

よって、佐野治男議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(中畑恒雄) ただいま副議長に当選されました佐野治男君が議場におられますので、会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

副議長より、ごあいさつがあります。

副議長、佐野治男君。

(佐野治男副議長登壇)

副議長(佐野治男) 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、多くの議員の皆様のご支援をいただきまして、副議長に選任させていただきました。心から厚く感謝、御礼を申し上げる次第でございます。

つきましては、小樽のこの伝統ある市議会の副議長職でございますから、改めてその責任の重さと、そして身の引き締まる思いでございます。

幸い、新しい議長であります中畑議長は、以前に議長職をご経験されたベテランでございますから、議長のご指導を受けながら、みずからを研さんし、副議長職を務めてまいりたいと考えております。

また、何事も絶えず公平性をもって議会運営に努めますとともに、本市の今後のさらなる発展に全力を傾けてまいる決意でありますので、山田市長をはじめ関係理事者、そして議員各位の皆様方の絶大なるご協力、ご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

甚だ簡単措辞ではございますが、副議長就任に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。なにとぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

議長(中畑恒雄) 日程第4「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期を、本日から明27日までの2日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

この際、市長から統一地方選挙後の初議会に当たりまして、議員各位にごあいさつしたい旨の申出がありますので、これを許します。

市長。

(山田勝磨市長登壇)

市長(山田勝磨) 統一地方選挙後の初めての市議会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さんにおかれましては、たいへん厳しい選挙戦を戦い抜かれ、めでたく当選されましたことを心からお祝いを申し上げます。

私も、多くの市民の皆さんからご支持、ご支援をいただき、再度市長に就任させていただきましたが、今、

小樽市が置かれている状況は、さまざまな面においてたいへん厳しいものがあり、市民の皆さんの市政に対する期待を考えたとき、責任の重さに身の引き締まる思いをいたしております。

21世紀に入り、私たちはたいへん大きな変革の時代を迎えております。しかし、どんなに厳しい困難な状況にあらうとも、先人から受け継いだ歴史と伝統のある、この小樽のまちを、さらに立派に磨き上げて、個性のあるまちをつくっていかねばならないものと考えております。

これからの4年間、私は将来展望をしっかりと見据え、議員や市民の皆さんのご意見をじゅうぶんお聞きしながら、21世紀に、この小樽のまちが力強く発展することを目指し、初心に返って全力を傾ける決意であります。

議員の皆さんの温かいご指導、ご協力を心からお願い申し上げますとともに、皆様方のご健勝とご活躍を祈念申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

議長(中畑恒雄) 日程第5「議案第10号」を議題とし、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 24番、見楚谷登志君。

(24番 見楚谷登志議員登壇)(拍手)

24番(見楚谷登志議員) 議案第10号小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案について、提出者を代表し、提案理由をご説明いたします。

この条例は、議会運営委員会の委員定数を12名から9名に改定するものであります。なにとぞよろしくお願いを申し上げまして、提出者を代表いたしましての提案説明とさせていただきます。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、討論に入ります。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 22番、北野義紀君。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

22番(北野義紀議員) 日本共産党を代表し、ただいま提案されました議案第10号小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案に反対の討論を行います。

まず、指摘しなければならないことは、提案の最大の動機が、少数会派の発言権、議決権を奪うことにあることを指摘せざるをえません。ご承知のように、選挙後の世話人会の冒頭、議論になったのは、議会交渉団体を何人以上にするかということでした。

我が党は、2人会派が2会派誕生した現実に立って、2人以上にすべきことを主張いたしました。平成7年の選挙後、市議会の定数は36人でありましたけれども、交渉団体は3人以上であったにもかかわらず、2人の市民クラブは議会運営委員会に正委員を送り、代表質問も認めておりました。ところが、なぜ今回から2人会派に代表質問権や議会運営委員会に正委員を送ることを認めないのでしょうか。しかも、平成7年の選挙後、議員定数36人中2人の議員で、議員定数に占める比率が5.5パーセントであったにもかかわらず、発言権、議決権を全面的に保障していました。今回は、定数32人に対し4人の議員で、比率は12.5%と、平成7年と比べ少数会派の議席占有率が高いにもかかわらず、議員としての発言権、討論権、議決権を保障しないことは、有権者の声に制限を加えることと同じで、小樽市議会の民主主義の大きな後退であり、とうてい認めることはできません。

この民主主義に反する主張を最初から行った自民党・公明党・民主党の与党の見解を伺いたいし、また2

会派が共同提案に加わって、みずからの発言権などを制限することは、いったいどういうことなのか。議員の自殺行為ではないのか。これについても、見解を伺いたい。両者とも討論しないで、黙りを決め込むのは、有権者の前に正々堂々とした説明ができないからではないかと指摘されても仕方がないでしょう。

第2に指摘したいのは、与党3党の議員の権利に制限を加える不当な要求を認めた市民クラブ、れいめいの会の態度についてです。世話人会で最初は、市民クラブ、れいめいの会は我が党と同じ主張をしていました。ところが、わずかの休憩を挟んで、いとも簡単にみずからの議員の権利を制限する与党の不当な言い分を了承してしまいました。理由は、与党が自分たちの発言権を保障したとのことでした。

しかし、今、指摘しましたように、代表質問権はありません。このことは市長提案に対し、つまり議案に対しての本会議での質問はできないことになるのです。議員として一番肝心の議案に対する質問ができないことを承知の上で、交渉団体3人以上をみずから認めたことは、議員としての有権者から与えられた発言権の重大な制限を認めたということです。これでどうして発言権が担保されたと言えるのでしょうか。

さらに、さきほど指摘した議会運営委員会での討論権、議決権も有しないことを含め、世話人会で私からこれら重大なことになるのだという、その中身に立ち入って指摘しておいたにもかかわらず、それを承知で2会派は与党の反民主的な要求を了承してしまいました。これを前提にしての委員会条例の一部改正ですから、賛成することはできません。

最後に、発言権にかかわって一つだけ指摘しておきます。市民クラブ、れいめいの会の2会派は、与党でも野党でもないというものですから、委員会での質問順番も、交渉団体の会派が終わってからの最後に回すことにされました。また、代表質問権を持たないということで、1会派20分の質問時間も10分にされてしまいました。特別委員会に限ってのことではありますが、これらは発言権に重大な制限が加えられたことを意味しています。

以上のことは、有権者から負託された議員としての権利に、みずから重大な制限を加えたことで、有権者にどう説明するのでしょうか。我が党は、少数会派であっても有権者から選ばれた小樽市議会議員ですから、有権者の負託にこたえられるよう、その発言権、討論権、議決権を保障すべきことを強く要求し、討論いたします。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより採決いたします。

議案第10号を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、議案第10号は可決と決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時30分

議長(中畑恒雄) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第6「常任委員の選任」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配布のとおり、それぞれ選任いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第7「議会運営委員の選任」を議題といたします。

本件につきましては、別紙お手元に配布のとおり、選任いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第8「特別委員会の設置」を議題といたします。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 21番、古沢勝則君。

21番(古沢勝則議員) 「石狩湾新港特別委員会の設置を求める動議」を提出いたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ただいまの動議は賛成者がありますので、成立いたしました。

直ちに、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 21番、古沢勝則君。

(21番 古沢勝則議員登壇)

21番(古沢勝則議員) ただいま議題となりました石狩湾新港特別委員会の設置を求める動議について、簡潔に提案趣旨を説明いたします。

石狩湾新港地域の開発事業は、昭和47年に策定された基本計画以来、既に30年の経過であります。当初プランでは、札幌圏における新たな生産流通基地を創出するため、その中心部地域に小樽港との適切な機能分担を前提としつつ、昭和60年度を目標とした港湾貨物の取扱量目標、小樽港を約700万トン、新港で約1,000万トン、最大船型4万トン規模を想定した新しい流通港湾の建設でありました。そのために要する基盤整備事業への総投資額は、実に1,600億円という一大プロジェクトでありました。

ご承知のように、我が党は、この計画の当初より小樽港の活用こそ基本にすべきであること、小樽港にとっても、小樽市経済にとっても、この新港計画が命取りになってしまうこと、巨額の無駄遣いであることなどを理由に反対してきました。

我が党の指摘もあって、現計画では一般港湾貨物の取扱目標、両港合わせて当初計画から35パーセント減、1,126万トンの下方修正を余儀なくされています。それでもなお昨年度の実績は、小樽港で152万トン、新港328万トンの合計480万トンであります。現計画、つまり1,126万トンから見ても、その達成率は42パーセント、当初計画で比べてみれば、わずかに28パーセントでしかありません。小樽港の取扱量は、昭和39年の525万トンがピークでありますから、これが今は実に28パーセントまで落ち込んでいます。新港開発計画の進行にあわせて、右肩下がりに激減であります。つまり、こうした事態の推移は、この石狩湾新港がもともと必要のない港であったこと、そのことを示していると言えないでしょうか。

この間に、フェリーは新潟便、夜便に続いて、昨年、ご承知のように敦賀便が全便苫小牧に移行しました。加えて、石狩開発の破たんも重くのしかかっています。例えば新港の背後地利用では、工業流通の土地利用計画を基本に進めるとしてはいますが、しかし、そもそも景気の回復が図られ、背後地にも企業がどんどん進

出してくる、こうした見込みが立たない限り、石狩開発の再建も見込むことができません。長引く深刻な不況の下で、港湾貨物の増大は見込まれないばかりか、この少ない貨物さえ新港に奪われてしまう、これが今日この事業の姿ではないでしょうか。

しかし、この事業には既に2,132億円投資済みであります。当市の管理組合負担金は、平成15年度予算でも1年間に4億6,000万円、これまで既に70億円を超えています。しかも近い将来、それもここ二、三年のうちには単年度で組合負担金が7億円、8億円に跳ね上がっていく、このように心配されているわけであります。

マスタープランの基本理念というべき小樽港と新港の適切な機能分担、これは既にが解してしまいました。小樽港の機能を補完する役割、これを担うとされた新港が、今では小樽港に取ってかわっています。この事業をこのまま、そしてこれからも続けていっていいのか、それが今私たちに問われているのであります。特別委員会を設置し、徹底審議を必要としているのであります。

言うまでもなく、特別委員会は特に重要な問題案件、政治的にも大きな影響を及ぼす問題など新たな観点から慎重に、かつ専門的に審査・調査をする、こうした必要がある場合に設置をする委員会であります。設置を求める理由は明白であります。同時に、改めることをためらう理由は何一つありません。

議員各位の賛同をお願いし、本件動議の趣旨説明を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、討論に入ります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 20番、新谷としさん。

(20番 新谷とし議員登壇)

20番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、石狩湾新港特別委員会設置の動議に賛成の討論を行います。

小樽港は、1899年8月開港以来、1世紀以上の歴史を有し、小樽の発展に寄与してきました。小樽港における一般貨物のピークは、昭和39年の525万トン、小樽の人口のピークも昭和39年の20万7,000人と、実に小樽港の貨物量と一致しています。小樽港の発展なしに小樽の発展も期待できません。

石狩湾新港は、小樽の増大する貨物に対処するために建設するとのことでした。しかし、小樽港の貨物は増えるどころか、新港に着手した昭和48年は368万トンで、既にピーク時より157万トンも減少していました。計画の段階から、新港は全く建設の必要のない過大な港でした。

最近の5年間、平成9年から13年を見ても、小樽港の貨物取扱量は221万7,054トンから160万8,890トンと大幅に落ち込んでいるのに、新港は251万2,431トンから343万8,527トンへと伸びています。しかし、増えたといっても、平成17年の目標664万トンに対し14年度は327万トンで、前年より4.7パーセント減、目標の49.2パーセントにすぎません。にもかかわらず、新港西地区に14メートルバースを総工費337億円をかけて建設中ですが、ここを利用するのは主に王子製紙と北電の大企業、しかも2社の利用計画も明らかではありません。小樽の船舶代理店も、日本海側、小樽と石狩の貨物量は近年微増の状況で、石狩湾新港の14メートル岸壁は明らかに過剰投資と指摘しています。

また、24億7,500万円もするベルトコンベア設置調査費6,800万円まで税金で賄われ、小樽商工会議所や小樽港湾振興会からも、「事業の内容が明らかではない」「進出企業の動向を見極め、中止あるいは延期も視野に入れつつ、事業の成算性が確実に上がった上で執行されたい」と市長に文書が提出されましたが、経済界からもこのように疑問視されているくらいです。

石狩湾新港に今年度も4億6,000万円以上の支出をいたしますが、小樽港の発展にならないことは明白であります。小樽港の既存の権益を守り発展させる意味でも、新港特別委員会を復活させ、大いに議論することが必要です。

以上、討論といたします。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより採決いたします。

本動議に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、否決されました。

次に、お諮りいたします。

本件につきましては、別紙お手元に配布の特別委員会の設置要綱のとおり、それぞれ設置いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

まず、学校適正配置等調査特別委員をご指名いたします。

山田雅敏君、横田久俊君、大橋一弘君、森井秀明君、菊地葉子さん、佐々木茂君、小前真智子さん、山口保君、佐々木勝利君、新谷としさん、斉藤陽一良君、秋山京子さん、以上であります。

次に、市立病院調査特別委員をご指名いたします。

上野正之君、大畠護君、若見智代さん、吹田友三郎君、成田晃司君、前田清貴君、井川浩子さん、斎藤博行君、古沢勝則君、見楚谷登志君、高橋克幸君、佐藤利幸君、以上であります。

日程第9「北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙」を行います。

この選挙は、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選の方法によることとし、指名の方法につきましては、議長において指名いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

それでは、北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に、横田久俊君、大畠護君、菊地葉子さん、成田晃司君、前田清貴君、武井義恵君、北野義紀君、松本光世君、見楚谷登志君、高橋克幸君、斉藤陽一良君をご指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました被指名人をもって当選人とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

ただいま北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

日程第10「石狩湾新港管理組合議会議員の選挙」を行います。

この選挙は、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選の方法によることとし、指名の方法につきましては、議長において指名いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

それでは、石狩湾新港管理組合議会議員に、北野義紀君、松本光世君、佐藤利幸君をご指名いたします。お諮りいたします。

ただいま指名いたしました被指名人をもって当選人とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

ただいま石狩湾新港管理組合議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時57分

議長(中畑恒雄) 会議を再開いたします。

日程第11「後志教育研修センター組合議会議員の選挙」を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(中畑恒雄) ただいまの出席議員は32名であります。

投票用紙を配布いたさせます。

(投票用紙配布)

議長(中畑恒雄) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長(中畑恒雄) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

事務局次長(土屋 彦) 1番山田雅敏議員、2番横田久俊議員、3番大橋一弘議員、4番上野正之議員、5番森井秀明議員、6番大畠護議員、7番若見智代議員、8番菊地葉子議員、9番吹田友三郎議員、10番成田晃司議員、11番佐々木茂議員、12番小前真智子議員、13番前田清貴議員、14番井川浩子議員、15番大竹秀文議員、16番斎藤博行議員、17番山口保議員、18番佐々木勝利議員、19番武井義恵議員、20番新谷とし議員、21番古沢勝則議員、22番北野義紀議員、23番松本光世議員、24番見楚谷登志議員、25番久末恵子議員、26番

小林栄治議員、27番中畑恒雄議員、28番高橋克幸議員、29番斉藤陽一良議員、30番秋山京子議員、31番佐野治男議員、32番佐藤利幸議員。

議長（中畑恒雄） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人に、若見智代さん、大竹秀文君をご指名いたします。両議員の立会いを願います。

（開 票）

議長（中畑恒雄） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数32票

そのうち有効投票 26票

無効投票 6票

有効投票中

中畑恒雄君 25票

佐野治男君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。

よって、私、中畑恒雄が後志教育研修センター組合議会議員に当選をいたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

議長（中畑恒雄） この際、会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

日程第12「石狩西部広域水道企業団議会議員の選挙」を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（中畑恒雄） ただいまの出席議員は32名であります。

投票用紙を配布いたさせます。

（投票用紙配布）

議長（中畑恒雄） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議長（中畑恒雄） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の名前呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

事務局次長（土屋 彦） 1番山田雅敏議員、2番横田久俊議員、3番大橋一弘議員、4番上野正之議員、5番森井秀明議員、6番大畠護議員、7番若見智代議員、8番菊地葉子議員、9番吹田友三郎議員、10番成田晃司議員、11番佐々木茂議員、12番小前真智子議員、13番前田清貴議員、14番井川浩子議員、15番大竹秀文議員、16番斎藤博行議員、17番山口保議員、18番佐々木勝利議員、19番武井義恵議員、20番新谷とし議員、21番古沢勝則議員、22番北野義紀議員、23番松本光世議員、24番見楚谷登志議員、25番久末恵子議員、26番小林栄治議員、27番中畑恒雄議員、28番高橋克幸議員、29番斉藤陽一良議員、30番秋山京子議員、31番佐野治男議員、32番佐藤利幸議員。

議長（中畑恒雄） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人に、武井義恵君、秋山京子さんをご指名いたします。両議員の立会いを願います。

（開 票）

議長（中畑恒雄） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数32票

そのうち有効投票 27票

無効投票 5票

有効投票中

佐野治男君 26票

佐藤利幸君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。

よって、佐野治男君が石狩西部広域水道企業団議会議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

議長（中畑恒雄） ただいま当選されました佐野治男君が議場におられますので、会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時17分

再開 午後 6時00分

議長（中畑恒雄） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第13「議案第1号ないし第9号及び報告第1号ないし第3号」を一括議題とし、市長からの提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要をご説明申し上げます。

まず、議案第1号平成15年度介護保険事業特別会計補正予算につきましては、平成14年度介護保険事業特別会計において収支に不足を生ずる見込みとなり、繰上充用による措置が必要となったため、平成15年度介護保険事業特別会計予算において所要の補正を計上いたしました。

議案第2号報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案につきましては、新たに各種委員及び嘱託員以外の非常勤職員の報酬及び費用弁償について規定するものであります。

議案第3号市税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、市たばこ税の税率を改正するものであります。

議案第4号及び議案第5号工事請負契約につきましては、菁園中学校屋内運動場新增築工事の請負契約の契約金額を3億3,810万円をもって、今岡・羽角・八広共同企業体と、勝納住宅2号棟に係る公営住宅新築工事の請負契約を契約金額3億6,750万円をもって、近藤・山谷・福島共同企業体と、それぞれ締結するものであります。

次に、議案第6号から議案第9号までの各人事案件について、ご説明申し上げます。

助役の選任につきましては、小坂康平氏の任期が5月31日をもって満了となりますので、後任として鈴木忠昭氏を、収入役の選任につきましては、中松義治氏の任期が6月6日をもって満了となりますので、引き続き同氏を選任いたしたく、監査委員の選任につきましては、佐藤利幸氏の任期が4月30日に満了しておりますので、後任として新たに久末恵子氏を、また木野下智哉氏の任期が5月31日をもって満了となりますので、引き続き同氏を選任いたしたく提案するものであります。

次に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、恩給法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され4月1日から施行されたことに伴い、恩給条例の一部を改正する条例を平成15年3月31日に専決処分したものであります。その内容は、公務傷病による死亡に係る遺族年金の加算年額を改定するものであります。

報告第2号につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され4月1日から施行されたことに伴い、市税条例の一部を改正する等の条例を平成15年3月31日に専決処分したものであります。その主な内容は、固定資産税及び都市計画税について課税の特例を設けたことなど及び特別土地保有税について平成15年度以降の課税を停止するものであります。

報告第3号につきましては、経営支援特別資金において取扱金融機関の貸付金が回収不能となり、その損失を補償するため、平成15年度一般会計予算の所要の補正について、本年5月20日に専決処分したものであります。

以上、概括的にご説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおりご可決、ご同意、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議長(中畑恒雄) 本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 6時04分

会議録署名議員

小樽市議会 臨時議長 久 末 恵 子

議 長 中 畑 恒 雄

議 員 横 田 久 俊

議 員 古 沢 勝 則

平成15年
小樽市議会 第1回臨時会会議録 第2日目

平成15年5月27日

出席議員(32名)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 山田雅敏 | 2番 | 横田久俊 |
| 3番 | 大橋一弘 | 4番 | 上野正之 |
| 5番 | 森井秀明 | 6番 | 大嶋護 |
| 7番 | 若見智代 | 8番 | 菊地葉子 |
| 9番 | 吹田友三郎 | 10番 | 成田晃司 |
| 11番 | 佐々木茂 | 12番 | 小前真智子 |
| 13番 | 前田清貴 | 14番 | 井川浩子 |
| 15番 | 大竹秀文 | 16番 | 斎藤博行 |
| 17番 | 山口保 | 18番 | 佐々木勝利 |
| 19番 | 武井義恵 | 20番 | 新谷とし |
| 21番 | 古沢勝則 | 22番 | 北野義紀 |
| 23番 | 松本光世 | 24番 | 見楚谷登志 |
| 25番 | 久末恵子 | 26番 | 小林栄治 |
| 27番 | 中畑恒雄 | 28番 | 高橋克幸 |
| 29番 | 斉藤陽一良 | 30番 | 秋山京子 |
| 31番 | 佐野治男 | 32番 | 佐藤利幸 |

欠席議員(0名)

出席説明員

| | | | |
|----------|------|---------|------|
| 市長 | 山田勝麿 | 助役 | 小坂康平 |
| 収入役 | 中松義治 | 総務部長 | 鈴木忠昭 |
| 企画部長 | 山岸康治 | 企画部参事 | 山田厚 |
| 市民部長 | 池田克之 | 福祉部長 | 田中昭雄 |
| 保健所長 | 外岡立人 | 環境部長 | 山下勝広 |
| 土木部長 | 兵藤公雄 | 建築都市部長 | 仲谷正人 |
| 小樽病院事務局長 | 高木成一 | 学校教育部長 | 菊讓 |
| 水道局次長 | 工藤利典 | 総務部総務課長 | 宮腰裕二 |
| 財政部財政課長 | 吉川勝久 | | |

議事参与事務局職員

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 厚谷富夫 |
| 庶務係長 | 三浦波人 |
| 調査係長 | 大門義雄 |
| 書記 | 丸田健太郎 |
| 書記 | 中崎岳史 |
| 書記 | 橋場敬浩 |

| | |
|-------|------|
| 事務局次長 | 土屋彦 |
| 議事係長 | 大野肇 |
| 書記 | 渡辺美和 |
| 書記 | 牧野優子 |
| 書記 | 山田慶司 |

閉議 午後 1時00分

議長（中畑恒雄） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、前田清貴議員、佐々木勝利議員をご指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第9号及び報告第1号ないし第3号」を一括議題とし、これより質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

20番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して質問いたします。

21世紀初めての一斉地方選挙が行われました。無駄な開発優先か、それとも市民の暮らし・福祉・教育を守るのか、対決軸が明確な選挙でした。与党の中には、日本共産党の議席が多すぎると、ひぼう中傷して行った会派がありました。選挙は政策で堂々と争い、各党の議席を決めるのは市民の判断です。ひぼう中傷で公正な選挙を汚すのは許されません。市長は、このような与党の方を応援しておりましたが、この点について、どう考えているのか見解を求めます。

与党と小樽の経済界、連合等に支えられた山田市長は、得票率約70.37パーセントを得ましたが、三つどもえの4年前の市長選より1万3,000票上乘せしたにとどまり、前々回の一騎打ちでの得票率75.29パーセントより約5パーセント減らしました。市長陣営は、得票率75パーセントを目標に置き、これを下回るか、相手が2万票を超えれば1期目を評価されなかったに等しいと臨んでいたということですが、一方、我が党推薦の市長候補は、直前の立候補にもかかわらず、得票率約29.63パーセント、2万1,617票を得ました。このことは、マイカルの失政や石狩湾新港への税金投入で、自治体本来の仕事である住民の福祉の増進を図るということを放棄して、さまざまな市民サービスをカットしたことへの批判の表れでもあります。今度の選挙結果を受けた今後の市政運営について見解を伺います。

次に、議案第1号小樽市介護保険事業特別会計補正予算について伺います。

介護保険制度が始まって3年がたちました。政府は、介護保険導入の目的を「家族介護から社会が支える制度へ」、「在宅で安心できる介護へ」、「サービスが選択できる制度へ」と大宣伝をいたしました。が、現実にはさまざまな矛盾を来しています。平成15年2月時点での小樽市の在宅サービス利用状況は、限度額に対して34.4パーセント、介護が必要とされた人の約36パーセントがサービスを利用しておりません。特養ホーム待機者も3年前の372人から、現在は702人に増えています。第1号被保険者の保険料は、全国平均11パーセントの値上げに対し、約45パーセントの大幅引上げ、その分は10月から大きくかぶせられます。保険料は上がる、サービスは受けられないでは、介護保険制度の存在意義そのものが問われます。

今回、提案されている繰上充用による措置は、保険給付決算額が年々増加しているにもかかわらず、国庫負担金の交付決定額が少なかったためと理解はできないわけではありませんが、仮に今後も繰上充用となると、臨時議会を開いて審議をしなければなりませんし、このようなやり方で地方自治体に負担を負わせるのも問題ではありませんか。

そもそも、介護給付費の国庫負担が少ないことが、さまざまな矛盾を来している原因でもあります。日本共産党は、過去4回にわたって介護保険改善の提案を行ってきました。中心点は、国庫負担割合を現在の4

分の1から2分の1に引き上げることです。市長も全国市長会を通して、国の負担割合の引上げを強く要請していると言いますが、結果が見えません。国の対応はどうか、お答えください。

関連して、老健施設「はまなす」の問題について伺います。

「はまなす」は、虚偽の報告と不正受給で、通所リハビリテーションと短期入所療養介護を取り消され、利用者の方々はたいへん困っています。これまでの利用者は140人、5月20日の時点で新たな施設で通所リハビリを利用できるようになった方は58人、未決定者18人、登録者は64人ですが、新たな施設では待機状況で、いつサービスを受けられるかわかりません。家族だけでは介護し切れず、サービス利用者本人も元気をなくし、不安が募るばかりです。しかし、保険料はこれまでどおり年金からの強制天引き、とても納得できるものではありません。まさに「保険あって介護なし」、この実態を真しに受け止め、市としてどのように救済するのか、具体策をお示しください。「はまなす」の不正受給は2000年春から2年半にわたっており、2001年3月にも俱知安保健所と小樽市保健所が検査を行っていたのに、なぜこの時点で発見できなかったのか、検査の方法に問題があったと思います。今後の改善策をお示しください。

次に、議案第3号小樽市税条例の一部を改正する条例案について伺います。

地方税法の一部改正に伴い、たばこ税が引き上げられます。たばこ税増税は、発泡酒やワインと同様、庶民増税で消費を冷え込ませ、景気回復に逆行するものではありませんか、いかがですか。

次に、報告第2号地方税法一部改正による市税条例の一部改正の専決処分について伺います。

今回の地方税法改正は、持続的な経済社会の活性化を実現するための、あるべき税制の構築に向けた改革の一貫として、法人事業税への外形標準課税の導入、不動産取得税の税率引下げ、特別土地保有税の課税停止、固定資産税の評価替えに伴う税負担の調整、配偶者特別控除の上乗せ分の廃止など行われました。日本共産党は、以下の点で反対いたします。

第1に、4兆円負担増の一貫として、国税を含む庶民増税1.7兆円、そのうち配偶者特別控除上乗せ分の廃止2,554億円、地方消費税1,260億円など、地方分は約5,000億円の増税になり、しかも赤字企業への増税となる外形標準課税の導入もあり、経済危機にさらに拍車をかけるものとなります。今日の不況の下で、国民生活をいっそう締めつけ、景気回復にも逆行するものになるからです。

第2に、外形標準課税は赤字企業に課税をする一方で、その分が黒字企業への減税とされるものです。トヨタ自動車162億円、エヌ・ティ・ティ・ドコモ68億円、武田薬品50億円など、不況の下でもしっかりと利益を上げている大企業に大きな減税となります。一律導入は問題です。当面は資本金1億円以上の企業が対象ですが、今後、応益負担、受益者負担の名目で中小企業への導入の第一歩となるおそれがあり、小樽の中小企業をつぶすようなやり方は認められません。

第3に、土地流通課税等の大幅軽減は、地方自治体が大企業優遇のため地方税収の大幅減収を押しつけるものです。都市再生を促進するとして、不動産取得税の大幅な軽減、特別土地保有税の凍結、新增設にかかわる事業所税の廃止が計画されています。これらは土地流通の促進をねらう大企業への優遇措置であるとともに、地方自治体の財政危機をいっそう深刻にするものです。

以上が我が党の反対理由ですが、今回の地方税法改正についての市長の見解をお示しください。

さて、小樽市にかかわる固定資産税及び都市計画税について伺いますが、商業地等の宅地にかかわる課税標準額の上限70パーセントを平成17年度まで継続するということですが、2003年の地価公示価格は全体に評価替えした2000年より下がっています。しかし、市の固定資産税の課税標準額合計は、1997年度4,745億7,4

34万円、2001年度5,395億9,180万円、都市計画税も1997年度4,536億1,795万円、2001年度4,998億6,670万円と、着実に上がっています。この原因となるのが、1997年の評価替えのとき導入された負担水準の制度で、地価が下落しても固定資産税が上がり続ける最大の要因となるものです。小樽市で、このような逆転現象を起こしているケースはどれくらいありますか。中小企業者が生活と営業のために持っている土地は、それをなくしては生活をしていけないものであります。負担水準の制度を改め、固定資産税の大もとからの見直しが必要であると考えますが、いかがですか。

次に、市街化区域、農地に対する固定資産税の上限を固定資産税で評価額の3分の1、都市計画税で3分の2に設定することは、際限なく税金の引上げになるものではないでしょうか。

次に、特別土地保有税についてですが、課税停止による減収はいくらになりますか。また、この不況で土地の有効利用促進になるのか、見解をお尋ねします。

次に、人事案件についてお伺いします。

議案第9号小樽市監査委員の選任についてです。議会は公正な人事であるべきですし、チェック機能も果たさなければなりません。地方自治法第198条の3で、「監査委員は常に公正・不偏の態度を保持する」としてあります。市長を守るための与党、同じ仲間内では、その任務を果たすことができません。この4年間だけでも、市職員による雪あかりの路のイベントや、土地開発公社の事業費の着服など不祥事が起き、市民の憤りを買いました。監査としての役割を果たしてこれなかったのも与党からの選出に問題がありました。監査委員は、むしろ野党側から選出すべきだと思います。市長の見解を求めます。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

(山田勝麿市長登壇)

市長(山田勝麿) 新谷議員のご質問にお答えいたします。

最初に、さきの統一地方選挙における応援についてでありますけれども、今回の選挙に当たりましては、事前に各政党・支援関係団体等との協議を進め、双方の合意の下で一定の協定を結んで選挙戦に入ったところでもありますけれども、基本的には政策が一致できる方々からの要請により応援をさせていただいたものであります。

次に、今後の市政運営でありますけれども、今回の選挙に当たりまして、1期4年間の評価をいただくとともに、私の考えている小樽のまちづくりについて、市民の皆さんのご理解をいただくよう選挙戦を戦ってまいりました。結果として、得票率7割を超える市民の皆さんからのご支持を得たものであり、一定の評価をいただいたものと考えております。これからの4年間、将来展望をしっかりと見据え、議員や市民の皆さんのご意見をじゅうぶんお聞きしながら、小樽のまちが力強く発展することを目指して、全力を傾けてまいりたいと考えております。

次に、議案第1号平成15年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算について、何点かお尋ねがありました。

最初に、介護保険特別会計の繰上充用措置でありますけれども、国におきましては毎年度各市町村に対し、介護給付及び予防給付に要する費用の100分の20に相当する額を負担することになっております。今回の繰上充用につきましては、本来、国で負担すべき平成14年度介護保険給付費国庫負担金19億3,539万2,000円に対

し、実績として18億1,043万1,000円の交付決定となったことから、差引き1億2,496万1,000円の交付不足が生じたためのものでありますが、この不足額につきましては、平成15年度介護給付費国庫負担分として既に4月24日に交付されておりますので、実質的な影響はなかったものと考えております。

次に、国庫負担割合についてであります。介護保険財政の健全な運営のために、国の負担のうち、調整交付金5パーセントは別枠とするよう要請してきておりますが、国におきましては、法律に定められた費用負担割合という、制度の根幹にかかわる部分であり、これを変更することは困難であるとしております。

なお、国におきましては、介護保険制度開始後5年をめどとして、保険給付の内容や水準、保険料等の負担の在り方など、制度全般に関して検討を加え、必要な見直しを行うことになっておりますので、全国市長会を通じ、地方自治体の意見もじゅうぶんに伝えてまいりたいと考えております。

次に、老健施設「はまなす」の問題であります。社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人の管理・運営する施設が今回のような処分を受けたことは、まことに遺憾であります。

「はまなす」に対しては、北海道から通所リハビリテーション及び短期入所療養介護サービスの利用者については、指定取消日までに他の居宅サービス事業者へ移行できるよう適切な措置を講ずるよう通知されております。

市といたしましても、これらのサービス利用者への影響が大きいことから、処分通知があってから直ちに「はまなす」と協議し、市内や余市町の通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所を担当者が訪問して、利用者の受入れの協力をお願いしたところであります。また、現行、休業日となっております土曜日や日曜日にサービスの提供ができないかどうかの検討を事業所をお願いいたしましたところ、管理者や職員の勤務体制などに課題があり、直ちには難しいとのことであります。さらに「はまなす」からは、逐次利用者の意向状況の報告をもらい、その状況の把握に努めているほか、各居宅介護支援事業所に対し、通所介護事業所などから提供のあった定員増の予定などの情報をお知らせするとともに、対象者の生活に支障を生じることのないような対応をお願いしております。

いずれにいたしましても、今後とも「はまなす」をはじめ各居宅介護支援事業所などと連携をとりながら、引き続き、できるだけの対応をしていくとともに、北海道とも緊密な連携をとりながら、サービス利用の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、検査の方法についての今後の改善策であります。平成13年3月に倶知安保健所との立入検査において、栄養士の配置基準について常勤職員の行政指導をしなかったことにつきましては、大変遺憾なことであったと考えております。また、このたびの行政処分の理由となりました理学療法士の配置についてであります。介護保険法に基づいて書類審査で行っております。この方法は施設側との信頼関係が基本となっておりますので、当初から不適切な書類を作成し報告された場合は、それらを指摘することは非常に難しい現状にあります。しかし、今回の件を踏まえ、今後は可能な限り施設従事者との個人面談等も考慮しながら対処してまいりたいと思います。

次に、市税条例の一部改正、たばこ税の引上げであります。たばこ税の負担の在り方については、小売価格に占める税負担割合の状況、消費動向、諸外国の動向などを総合的に勘案し改正されたものと理解しております。なお、景気対策としては、所得税及び個人住民税における恒久的減税が既に平成10年度から実施されております。

次に、地方税法の一部改正に伴う市税条例の専決処分について、何点かお尋ねがございました。

まず、地方税法の一部改正についての見解であります。税制改正はその時々、社会経済情勢等に合わせ、地方税法の改正だけでなく、関連する所得税法、租税特別措置法などと一体となった改正が行われております。今回の改正は、現在の経済・財政状況を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた体制であり、「広く、薄く」などの理念の下に、株式譲渡配当所得に係る課税の簡素化や、特別土地保有税の課税停止などの改正により、企業や個人の活力を支え、景気回復を図るための改正であると理解しております。

次に、地価が下がっているのに税が増えるということですが、平成9年度以降、評価額に対する課税標準額の割合である負担水準の均衡化を重視する考え方で調整措置を講じてきましたが、今回の改正は平成15年度以降も、これを継続するものであります。負担水準が高い土地は、税負担を引き下げたり、据え置いたりする一方、負担水準が低い土地は、なだらかに税負担を引き上げていくしくみとなっています。税額が増えるケースの具体的な数値は押さえておりませんが、現在は税負担の公平を図るために、そのばらつきを是正している過程にあることから、地価が下落していても税額が上がるという場合も生じているわけであります。

次に、固定資産税の制度の見直しですが、宅地の評価は平成6年度の評価替えの際に、土地基本法第16条の公的土地区画評価について、「相互の均衡と適正化が図られるように」との趣旨から、地価公示価格等の7割をめどとする評価に改められました。また、課税標準額についても、急激な税負担とならないような措置を講じているものであります。土地の評価については、各地方自治体間において時価に対する評価の割合にばらつきがあったため、現行の方法になったことでもありますので、今後も政府税制調査会の中で議論されるものと思っております。

次に、市街化区域農地の課税の上限の設定ですが、昭和50年までの市街化区域農地の課税標準額は、農地の性格にかんがみ、農地と周辺宅地との課税を考慮し、税制負担の激変を緩和するための調整措置を講じつつ保有課税の適正化を図るとして、昭和38年度の価格に据え置いていた経緯があります。その後、宅地の課税方法と同様に負担調整方式がとられ現在に至っております。都市部において課税標準額が上がっている傾向があるため、市街化区域農地の性格から課税標準額に上限を設けるとというのが改正の趣旨であり、むしろこのことにより課税標準額の上昇に一定の歯どめがかかるものと考えております。

次に、特別土地保有税の課税停止ですが、平成15年度から新たな課税を行わないことによる影響額は、平成14年度では133件、課税面積約400万平方メートル、調定額では約7,500万円となっております。また、課税停止により土地の有効利用が図られ、経済の活性化が図られていくものと期待しております。

次に、監査委員の選任ですが、議会各会派において監査委員の職責の重要性を念頭に置きながら協議が行われてきたものと考えておりますので、これまでの協議内容など、議会の意向をじゅうぶんに踏まえ、た上で提案したものであります。以上です。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

20番(新谷とし議員) 再質問します。

議案第1号介護保険繰上充用についてですけれども、原因は国の見通しの甘さにあります。後から負担分を入れて帳じりを合わせればよいというものではないと思います。また、介護保険制度が国庫負担分を引き上げないと、小樽市のように高齢化率の高い自治体は、保険料はますます上がるということもじゅうぶん考

えられることですし、それに対してサービスは受けられないという矛盾が大きく広がるばかりです。大体において、65歳以上の市民の76.8パーセントは住民税非課税です。税金を払っていないのです。ですから、このような方々に負担をかぶせるのは、自治体として許されないことだと思うのです。自治体の責務というのは、言わなくてもご存じだと思うのですけれども、住民の福祉の向上にあるわけですから。ですから、制度上、難しい問題はあると思いますけれども、さらに強く、例えば北海道医師会のように、小泉内閣の医療政策に対して反対して、小泉首相退陣を決議するくらいの強さで、ぜひ要求していただきたいと思います。

次に、「はまなす」の問題で3点お聞きします。

今回、3月時点で市内事業所での待機者は、通所介護24人、それから通所リハビリ4人で、もともと受け入れる余裕というのは余りないのですよね。第一に、待機者に対してどういう措置をとるのか、ただ施設があくのを待たせるだけではないとは思っていないとは思いますが、利用者の中には通所リハビリをやめて訪問介護を利用した人もいと聞いております。この場合、訪問介護では入浴できませんから、例えば訪問入浴サービスの利用料を通所リハビリの入浴加算料程度に引き下げて、その分を当面、市が負担するとか、そういうふうにして、何らかの形でサービスを受けられるようにすべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

それから、二つ目の問題ですけれども、決定していないという、ここが一番大変なところなのですよね。利用者にとっては、全く被害者なのですから、多分これはケアマネジャーさんがいろいろとやっていると思うのですけれども、ケアマネジャーに任せずに、市が具体的援助でサービスを受けられるように取り計らうべきだと思うのです。これが二つ目です。

それから、三つ目の問題ですけれども、「はまなす」のこの事業は1年ぐらいで再開できるというふう聞いておりますけれども、一日も早く実施できるように強く道に申し入れていただきたいと思います。

それから次に、報告第2号にかかわってですけれども、今回の専決処分で、国の制度でいたし方がないところもあるかもしれませんが、小樽市の税収入を見ても、平成9年から平成13年の個人市民税、法人市民税は、ともに年々下がっています。しかし、固定資産税も都市計画税も逆に上がっているのです。13年の市税構成を見ても、個人市民税約3割、法人市民税約1割、固定資産税4.5割と、非常に比率が高くなっています。これは、固定資産税は景気に左右されず、市の確実な税収のもとになっていると思いますけれども、逆に市民の立場でいえば、不況で収入が落ちてても病気になっても払わなければならない、とても重い税金でもあると思うのです。

国は、市長もさっき「広く、薄く」とかおっしゃいましたけれども、負担の均衡化とか適正化として負担の増強を図っておりますけれども、「まず財源確保ありき」、この考え方がやっぱりおかしいのではないかなというふうに思うのです。この点に対して、市長はどう考えますか。

それから、固定資産税の滞納ですけれども、年々高くなっています。今の減免基準は、貧困により生活のため公費の扶助を受ける者と、災害の場合等ですけれども、市長の裁量でこれは変えることができるものですから、例えば収入が激減した場合など、枠を広げていくべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか、関連して伺いました。この点についてよろしくお願いします。

議長（中畑恒雄） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 市長。

市長（山田勝麿） 再質問にお答えをいたします。

初めに、国の負担をもっと強力に要望すべきというお話でございます。

先日、開催されました北海道市長会の総会におきましても、「介護保険制度の見直しに当たっては、地方自治体とじゅうぶん協議をし、そして介護保険財政の健全な運営のためのじゅうぶんな支援措置を講じるよ」ということを全会一致で決定しまして、今度、全国市長会を通して、国の方に要請することにしております。

それから、「はまなす」の問題につきましては、1点目、2点目は福祉部長からお答えしますが、3点目の再開の問題ですけれども、「はまなす」に対しましては、北海道から必要な職員の確保とか、従業者の適切な管理など、業務運営の改善命令が出されておりますので、市といたしましても、これらの業務の改善状況を見極めながら、通所りハピリアあるいはまた短期入所の早期の再開ができるように北海道の方に要請してまいりたいと思っております。

それから、財源確保の問題ということですが、やはり一定の財源が確保できないと福祉サービスも何もできないわけです。したがって、何としても税源確保といいますが、これが非常に重要な問題です。確かに市民税の割合が減っています。平成9年度で個人市民税が60億円あったものが、平成13年度で44億円にまで落ちて、途中で政策減税もありましたけれども、法人も落ちていると、そんなことから、非常に財政がひっ迫しているという状況でございます。

したがって、何とか税源の確保といいますが、これが非常に大きな課題でございます。そういった意味で、市内の企業の皆さんに頑張ってもらって、力をつけてもらう、あるいはまた地域の経済の活性化と、こんなことで税源を確保していきたいと、こう思っております。固定資産税につきましては、税収の約50パーセントを占めているわけでございますので、市町村税における基幹税目であるというふうに思っておりますので、今後においても財政事情が厳しい中で貴重な財源だというふうに思っております。

それから、生活困窮者の減免制度の拡大でありますけれども、最近の道内他都市の減免の状況は調査してみたいと思っておりますけれども、生活保護法の規定の収入基準の枠を超えた場合の減免は、なかなか難しいのかなというふうに考えております。以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（中畑恒雄） 福祉部長。

福祉部長（田中昭雄） 新谷議員の再質問にお答えいたします。

初めに、待機者に対してどのような措置をとるのかということで、事例を挙げてご質問がございました。待機者につきましては、5月から定員増を図ったところ、あるいは6月から定員いっぱいいっぱい受け入れるというようなところなど、さらには9月から新たに定員40名の施設の計画もございます。6月から直ちに解消とはなりませんけれども、次第に改善が図られていくものというふうに考えております。

なお、ご提案のございました訪問入浴サービスの件につきましては、待機者という理由で減額などの措置は困難なものというふうに考えております。

次に、市の具体的援助、ケアマネジャーに任せずにとりご質問でございますけれども、私どもといたしましても、今、申し上げました受入れの拡大について、それぞれ事業所を尋ね、情報を収集してまいったところでもございますし、また現在の建物を使えないかどうか、あるいは市長からお答え申し上げておりますけれども、土日の営業についてもどうかというようなことも含めて、いろいろ検討してきたところでござ

います。

いずれにいたしましても、はまなすをはじめ各居宅介護支援事業者などと連携をとりながら、サービスの利用の確保に努めてまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 20番、新谷とし議員。

20番(新谷とし議員) 再々質問します。

はまなすの問題でお伺いします。

今、いろいろな事業所を探しているところだということですが、一例として挙がりました「9月から40名」ということですが、それまでの間、ただ黙って待機させていいかという問題だと思うのです。さっきも言いましたが、訪問介護に変えている人もいるといいますが、まず、よくこの方々の希望を聞いて、そして何ができるのか。当面、同じ通所リハビリやデイケア、それだけでなく訪問介護なり、また訪問入浴なりで、それでもいいという人もいると思うのです。ですから、実態をきちっと何が希望なのか知っておかなければ、なぜならこの方々には一つの罪もないのです。何の罪もないことですから、やっぱり何ができるのかというあたりを、もう少し利用者の希望を聞いて対処していただきたいというふうに思うのです。

それから、訪問入浴の減額は困難だということですが、待機者ではなくて訪問介護を受けている人で、そこに切り替えた人です。入浴が実際できなくて困るわけですね。家族にとって、やっぱり大変困難な問題だと思いますから、待機者ではなくて訪問介護を受けている人、そういう方にこの訪問入浴をして、通所リハビリで加算される440円、訪問入浴は1,200円ですから、その分を減額して、当面、市が見るべきではないかということを行ったのです。何せ利用している方は、その場所へ行って、ほかの方々と交わるというか、そういう生きがいみたいなものもあるわけですから、できるだけそういう、気持ちが落ち込んでしまわないように、一刻も早く何とか対策を考えていただきたいと思うのです。

今の2点についてどうでしょうか。

議長(中畑恒雄) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 市長。

市長(山田勝廣) お話の趣旨はじゅうぶん理解できますので、一つは利用者の実態といいますが、意見といいますが、声を聞いて、どういうサービスを受けていただけるのか、それはじゅうぶんご本人方と話し合いをしていきたいというふうに思います。できるだけ一日も早く再開できることが一番なので、その方と両方あわせて対応を協議していきたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

議長(中畑恒雄) 以上をもって、質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 2時20分

議長(中畑恒雄) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 21番、古沢勝則議員。

(21番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

21番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表して、議案第1号、第3号は否決、第6号ないし第8号は棄権、第9号は不同意、報告第1号、第2号については不承認の討論を行います。

まず、議案第1号であります。

単に会計処理上の問題として見過ごすことはできません。新谷議員がお尋ねしたように、介護保険法に規定する指定居宅サービス事業の利用者、市民がこの6月1日から、そのサービス利用が停止されようとしています。事業者の虚偽報告、不正請求問題に対する行政処分によるものですが、しかし、なぜ利用者がその道連れにならなければいけないのか。こうした利用者の声に、国も、道も、そして保険者である市も、だれ一人こたえようとはしません。

介護保険法第4条は、「要介護状態になった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保険医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持・向上に努める」、このように国民の努力と義務をうたっています。同時に、同法第5条第1項は、「国はサービスを提供する体制の確保に関する施策、その他の必要な各般の措置を講じなければならない」、このように規定するとともに、第2項では「都道府県に対し必要な指導及び適切な援助をしなければならない」、このように定めています。

ところが、保険者であるべき市町村に対しては、これらに類する規定は見当たりません。住民の暮らし・福祉を守ること、これを第一の仕事とする自治体が、果たして事業者と利用者のことだと言わんばかりに、実態的には傍観者を決め込んでいいのか、何よりも、今、これが問われています。45パーセントも引き上げる保険料はきっちりいただく、しかしサービス提供はしばらくあきらめていただく、これでは保険者みずから介護保険制度を否定することになるのではないのでしょうか。これを不問にして、この議案第1号に賛成するわけにはいきません。

ちなみに申し上げますと、この介護制度の下敷きになったと思われる国民健康保険制度では、最高裁判例ですが、「市町村が保険者としてその事業を営営するのは、法の命ずるところにより国の事務である国民健康保険事業の実施という行政作用を担当し、行政主体としての地位に立つものと認めるのが制度の趣旨に合致する」、このように保険者たるものはいったい何か、明快に言い当てています。こうした立場からも、当然小樽市として、保険者として、「はまなす」の利用者に対する行政としての責任を果たすこと、何よりもこれが最初にあらなければいけない、このことをなくして議案第1号に賛成するわけにはいかないわけであります。

以下、各議案について、簡潔に討論を行います。

議案の第3号であります。

国のたばこ税引上げのほかに、道のたばこ税が1,000本につき101円、そして今回提案されているように、市のたばこ税が309円、これらの引上げであります。「厳しい財政事情にかんがみ、諸外国での税負担割合も勘案した」と、このように説明され、新たな負担導入が図られていますが、明らかに庶民増税の一環であり、賛成するわけにはいきません。

議案第6号ないし第8号、人事案件であります。

いずれも自席で、我が党は着席のまま棄権とさせていただきます。助役に選任したいとする鈴木忠昭氏は、新谷市政や山田市政の中心幹部として市政にかかわってきた方であり、オール与党体制と言ってもいい

山田市政2期目の中で、果たして市民の負託、期待にこたえていけるのかどうか、半ば心配しつつ今後の推移を見ていきたいと思えます。収入役の中松義治氏及び監査委員の木野下智哉氏についても同様であります。

議案第9号議会選出監査委員の選任であります。議会の構成にかかわって、市議会の第二党、野党第一党である我が党からの選任・選出こそ、公正で民主的な行政チェックが可能なこと、同時に市民の期待にこたえる道であることを主張してきました。しかし、何一つ理由らしい理由を示すことなく、ただただ与党にやらせてほしい、この一点張りであります。こうした理不尽な選任には同意することはできません。

報告第1号であります。恩給法の一部改正によるものであります。

物価スライド実施による公的年金の0.9パーセント給付カットに連動し、恩給の普通扶助料にかかわる寡婦加算、これが0.9パーセント引き下げられました。引下げ額は、月額でいえば100円から200円、71万人の寡婦に支給される手当の減額、これに我が党が国会において反対したのは当然のことです。今度提案されている、これに関連する議案、遺族年金の加算額を減額する、この専決処分を承認するわけにはいきません。

最後に、報告第2号地方税法等の一部改正に伴う市税条例の一部を改正する等の条例の専決処分についてであります。

本件のもとになった地方税法の一部改正について、その大きな問題点が新谷議員の質問において説明されています。その第1は、小泉内閣による国民4兆円負担増の一環であること。第2は、赤字企業や中小企業への課税強化であること。第3が、土地流通課税などの大幅軽減による大企業優遇、その結果による地方税収の大幅減収であること。

もともと経済財政諮問会議で小泉首相が示した税制改革の指示は何であったのか。「広く、薄く」という名の下に、大企業や大金持ちを優遇、減税し、その逆に大部分の国民には増税の痛みを押しつける、こうしたやり方でありました。法人事業税への外形標準課税がそのことを露骨に示しています。大企業には減税をしたい。しかし国の現行法人税率は財務省自体が認めるように、これ以上上げることはできない。そこで着目したのが、地方税の法人事業税であります。大企業にこの負担を減らしてやろうというわけです。その減税分の穴埋めに、「税収中立」、耳ざわりのいい表現で、中小企業や赤字企業への課税強化で埋め合わせをしよう、こうした地方税制改悪を受けてのもの、これが今回の市長提案の報告第2号であります。租税条例主義だから、やむをえないとばかりは言っておられません。当市の財政危機状況をいっそう深刻にしていく、この報告には不承認であります。

地方自治体の使命は、「住民の安全を守ること」、「暮らしを守ること」、「福祉を守ること」、これらが第一の仕事であります。市長が市政2期目に臨むに当たって、こうした政治姿勢を確固として確立されることを希望して、私の討論を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

議案第9号の採決に当たりましては、地方自治法第117条の規定により、久末恵子議員の退席を求めます。

(25番 久末恵子議員退席)

議長(中畑恒雄) まず、議案第9号について、採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(中畑恒雄) ただいまの出席議員は30名であります。

投票用紙を配布いたさせます。

(投票用紙配布)

議長(中畑恒雄) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議長(中畑恒雄) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。原案どおり同意することについて賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と投票用紙に記載の上、職員の点呼に応じ、順次投票を願います。

点呼を命じます。

事務局次長(土屋 彦) 1番山田雅敏議員、2番横田久俊議員、3番大橋一弘議員、4番上野正之議員、5番森井秀明議員、6番大畠護議員、7番若見智代議員、8番菊地葉子議員、9番吹田友三郎議員、10番成田晃司議員、11番佐々木茂議員、12番小前真智子議員、13番前田清貴議員、14番井川浩子議員、15番大竹秀文議員、16番斎藤博行議員、17番山口保議員、18番佐々木勝利議員、19番武井義恵議員、20番新谷とし議員、21番古沢勝則議員、22番北野義紀議員、23番松本光世議員、24番見楚谷登志議員、26番小林栄治議員、28番高橋克幸議員、29番斉藤陽一良議員、30番秋山京子議員、31番佐野治男議員、32番佐藤利幸議員。

議長(中畑恒雄) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人に、大竹秀文議員、古沢勝則議員をご指名いたします。両議員の立会いを願います。

(開 票)

議長(中畑恒雄) 投票の結果を報告いたします。

投票総数30票

そのうち有効投票 29票

無効投票 1票

有効投票中

賛成 22票

反対 7票

以上であります。

よって、原案どおり同意と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

(25番 久末恵子議員着席)

議長(中畑恒雄) 次に、議案第1号、第3号、報告第1号、第2号について、一括採決いたします。

議案は可決と、報告は承認とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、議案は可決と、報告は承認と決定いたしました。

次に、議案第6号ないし第8号について、一括採決いたします。

議案は同意とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立多数。

よって、議案は同意と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、報告は承認とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「意見書案第1号及び決議案第1号」を一括議題とし、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 7番、若見智代議員。

(7番 若見智代議員登壇)(拍手)

7番(若見智代議員) 提出者を代表しまして、意見書案第1号有事法制に関する意見書案、決議案第1号有事法制関連3法案の廃案を求める決議案について、提案趣旨の説明を行います。

意見書案、決議案は、いずれも有事法制関連3法案に反対するものです。それぞれについて、提案趣旨の説明をすることが本来ですが、一括して説明をいたします。あらかじめご了承ください。

今、政府が第155回国会において成立を図ろうとしております有事法制関連3法案についてですが、5月15日、有事法案が一部修正の上、衆議院で採決が強行されました。いくら修正をしても、罪のない人々の命を奪ったイラク戦争のようなアメリカの先制攻撃に日本が賛成して、自衛隊の海外での武力攻撃に公然として道を開く危険な本質は変わりありません。アジアでの戦争で、「米軍を支援する周辺事態と有事法制が発動される事態は連動する」というのが政府の見解です。国会の中では有事法制について賛成する議員が多数でも、国民の中では「日本を戦争する国にはさせたくない」という人が圧倒的多数を占めております。住民の暮らし・福祉・安全を確保するためにも、重大な影響が及びます。地方公共団体は、国への協力が義務づけられ、自治権の侵害を伴う危ぐから、多くの首長から慎重審議が求められております。

今、世界では、「人類が二度にわたる大きな戦争の犠牲の上に打ち立てた、国連憲章に基づく平和秩序を取り戻そう」という声が大きく広がっております。日本国憲法前文では、「政府の行いによって再び戦争の惨禍が起こることのないようにする」と述べております。戦争を放棄した日本国憲法を違反し、本格的に戦争を進める体制をつくり、住民や自治体を総動員する制度をあえて立法化するということを、どうして許せるでしょうか。

意見書案、決議案は、時宜にかなったものであります。皆さんの賛成を心からお願いをして、提案説明を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) これより、一括討論に入ります。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 2番、横田久俊議員。

(2番 横田久俊議員登壇)(拍手)

2番(横田久俊議員) 自由民主党を代表して、意見書案第1号及び決議案第1号について、反対の討論を行います。

有事における我が国の対処方針を定めた有事関連3法案は、5月15日、衆議院で賛成多数で可決され、参議院に送付されました。本国会会期末の6月には成立予定であります。有事の際に、我々日本国民の生命・身体・財産を守る自衛隊が円滑に行動するための法律がなければ、超法規的に対応するしかありません。およそ民主主義的な法治国家では考えられない長年の異常な状態が、ようやく解消されようとしているわけがあります。

我が党は一貫して有事法制の必要性を主張してきましたが、今回は民主党、自由党も賛成され、実に衆議院の9割の議員の賛成により可決されたわけであります。特に、民主党は党を挙げて賛成され、あの旧社会党系の横路副代表までもが、修正により「反対する理由がない」とコメントしている状況であります。小樽の民主党さんは、あくまでも有事法制に反対のようでありますので、この後の討論で、どういう点で中央と主張が異なるのか、お聞かせいただけるものと期待しております。

日本共産党は、反対の姿勢を崩しておりません。党中央の決定に忠実に、そしてかたくなに従っておられるようで、さすが民主集中制の党であると再認識しているところであります。しかし、そうであるならば、日本共産党第22回党大会で決定された自衛隊の活用について、もっと前向きに対処されてはいかがでしょうか。自衛隊の活用を肯定しておきながら、有事法制に反対するのはいかなる論理に基づいているのでしょうか。自衛隊の活用、すなわち大量の人命の喪失を伴う緊急事態というものを、全くの机上のものとして、もてあそんでいることになるのではないのでしょうか。いくら日本が平和を願っても、有事から逃れられるわけではありません。有事に対する組織があるのなら、それに対する法律をきちんとつくるべきであります。

反対する方々は、有事法制を「日本の軍国化への第一歩だ」あるいは「戦争協力法だ」などと主張しておりますが、有事に対する法整備がなされていなければ、超法規的措置による行動をしなければならなくなる可能性が高まります。シビリアンコントロールから外れる危険性が極めて高くなる可能性があるということが理解できているのでしょうか。非常事態に際しても、シビリアンコントロールが守られねばならないのは当然のことであり、それを規定することに反対するというのは、全く理解できません。自衛隊がかってにフリーハンドで動けた方がよいというおつもりなのでしょうか、不可解であります。

また、この法案に反対している方々は、有事の際、すなわち他国から武力攻撃を受けたときに、どうすればいいと考えているのでしょうか、ぜひお聞きしたいものです。反対している方々が国を守る方法を対案として何も示されない、それでは国民には何も伝わりません。武力攻撃を受けた際に、どのように国民の生命・財産を守るのかを明確に主張されなければ、議論というレベルではありません。

昨年、共産党の筆坂参議院議員がテレビで「武力攻撃があったときには、一人一人が協力するから大丈夫」と発言されておりました。これで、「なるほど安心だ」と納得されるのは共産党だけでしょう。国民の生命というものを真剣に考えていない、極めて幼稚な、そして無責任な戦争観であるように思われます。ぜひ、この後の討論で、多くの国民が納得のいく対案を示していただけるようお願いいたします。

平和は、もちろん大事です。しかし、感傷的に平和を唱えるだけでは何の前進もありません。平和を維持

し、武力で解決しない方がいいのは当然であります。何の備えもなく国民の命が犠牲になるとすれば、それは政府の責任であることは言うまでもありません。責任ある政党として、我が党は有事法制関連3法案の成立を主張しておりますので、本意見書案、決議案に反対し、自由民主党を代表しての討論といたします。

(拍手)(発言する者あり)

議長(中畑恒雄) 雑音はやめてください。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 8番、菊地葉子議員。

(8番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

8番(菊地葉子議員) 日本共産党を代表して、意見書案第1号、決議案第1号に賛成の討論を行います。有事法制関連3法案の廃案を求める決議案及び有事法制に関する意見書案では、今国会で審議されている有事法制関連3法案が日本国憲法の精神をじゅうりんし、国家総動員体制への道を切り開く重大な危険性があることを指摘しています。この間の国会での審議を通じて、この法案が「日本への武力攻撃から国土・国民を守るため」との装いを施しながら、その本来の目的が、アメリカが行う戦争に我が国を本格的に参戦させ、自衛隊の海外での武力攻撃に公然と道を開くものであることが明らかになってきました。

第1に、この法案は、これまでにつくられた自衛隊の海外派兵法、周辺事態法、テロ特措法の中でも、初めて公然と海外での自衛隊の武力行使に道を開くものです。

第2に、米軍の戦争とはどういうものかということが、今度のイラク戦争ではっきりと示されました。アメリカは、先制攻撃戦略を既に実行に移しました。ブッシュ大統領は、シリア、北朝鮮などの名前を挙げていますが、次はどの国が標的になるのか、その危険と不安は世界じゅうを覆っています。

第3に、そうした戦争に日本国民を強制的に総動員することが、この法案の恐るべき中身です。自衛隊の武力行使の点についてですが、周辺事態法では、公海上の米軍への兵たん活動を行っている自衛隊は、もしそこが戦闘地域になりそうな場合は、米軍への支援を中止し、部隊を撤収することになっています。今度の有事法案では、米軍支援の内容は法律上、何の制約もありません。周辺事態を武力攻撃予測事態と読み替えることで、自衛隊の武力攻撃参戦へ一気に道を開くものであるという、この指摘にも、それを否定する政府の見解は今もって得られません。

小泉首相は、我が国艦船の展開する公海には地理的な限定はないことも、衆議院において言明しています。それならば、世界じゅうどこでも有事法制が発動されることになってしまいます。「米軍が先制攻撃をした場合にも、有事法制は発動されるのか」との国会での我が党の質問に、政府の答弁は「どういう原因によるものであろうと、この法律は発動される」というものでした。さきのイラク戦争が国連憲章を踏みにじった行為であることを考えるならば、この法案は国連憲章の平和のルールに対する挑戦ともなるものです。さらには、この法案が首相に強大な権限を集中して、地方自治体、指定公共機関、民間業者をはじめ国民には罰則まで用意して戦争協力を押しつける内容になっていることは、日本国憲法の精神をじゅうりんするものとして、とうてい容認できるものではありません。

今度の有事法案をめぐる、多くの日本の若者が法案の成立を認めないとの立場で、さまざまなアピールをしていることは、21世紀に生きていこうとする若者にとっては当然の行為です。そんな若者の声をぜひ皆さんに紹介したいと思います。

「21世紀、そこに生きるのは、私たち高校生です。高校生の夢や人生を戦争によって奪われたくはありません。

せん。暴力で世の中を変えるなんて時代錯誤も甚だしい。平和への思いを一つにつなぎ、手を取り合い、学び合いながら、戦争のない社会を築いていきたい」、今度の法案の成立は、平和を願う、こうした青年の思いをも踏みにじるものです。

さらには、有事法案の先行きは、アジアの国々にも深刻な不安を与えています。衆議院有事特別委員会で採択された14日、韓国の国会議員30名のアピールが発表されました。アピールは、有事法制は、その影響が日本国内に限定されるものではないことを指摘し、有事法制が過去のアジア諸国家と国民たちに大きな痛みを与えた、不幸であった戦争の歴史を再演しようと深刻な憂慮を表明しています。さらには、有事法制の通過は、直ちにアジアの軍事・安保・環境を悪化させるじゅうぶんな契機になるとの懸念を示した上で、「平和憲法の精神をもう一度考えてください。一瞬の誤った判断で、世界の人々を戦争の苦痛に追いやった不幸な歴史をもう一度考えてください」と訴えています。隣国の国会議員からの心からの声明にこたえるならば、世界の安全と平和にとって、そしてこの日本国の国民の財産を守る、このことはアメリカの先制攻撃をやめさせることであり、そこに力を注ぐのが日本政府のとるべき態度だと考えます。

我が国、国民だけにとどまらず、平和と友好を望むアジアの人々の期待にこたえるためにも、有事法案を廃案にすることを強く求め、意見書案第1号、決議案第1号への各位の賛同をお願いして、賛成討論といたします。(拍手)

(「議長、29番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 29番、斉藤陽一良議員。

(29番 斉藤陽一良議員登壇)(拍手)

29番(斉藤陽一良議員) 公明党を代表し、決議案第1号有事法制関連3法案の廃案を求める決議案及び意見書案第1号有事法制に関する意見書案について、反対の討論を行います。

今国会で審議中の有事関連3法案、すなわち「武力攻撃事態対処法案」、「自衛隊法改正案」、「安全保障会議設置法改正案」は、去る5月15日、衆議院本会議において与党3党と民主党、自由党などの野党を含む圧倒的賛成多数で可決され、参議院での審議が行われています。3法案は、我が国が武力攻撃を受けた場合の、いわゆる有事に対し、対処手続や国民の安全確保に関する基本的な方針などを定めるもので、国民の生命・財産を保護することを目的とし、万一の事態が発生した場合、自衛隊が超法規的な行動をとることによって、結果として混乱を拡大したり、国民の基本的な人権が必要以上に制限される事態を避けることに役立つものであります。

これに対して決議案は、「私有財産の収用などや市民生活の規制は、思想、良心の自由を侵害し、憲法規範の中核をなす基本的な人権保障原理を変質させる」としています。しかし、この点については、政府原案においても、我が党の強い主張で基本的な人権の保障について、「武力攻撃事態への対処においては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない、これに制限が加えられる場合は、その制限は武力攻撃事態に対処するため必要最小限のものであり、公正かつ適正な手続の下で行われなければならない」とうたっており、さらに与党3党と民主党との修正協議では、その骨格を維持した上で、屋上屋を架す嫌いはあるものの、「基本的な人権に関する規定は最大限に尊重されなければならない」との文言が重ねて盛り込まれています。

また、決議案では、「武力攻撃事態における自衛隊の行動は、憲法の定める平和主義の原理、憲法第9条の戦争放棄、軍備及び交戦権の否認に抵触するのではないか」としています。これは考え方が全く逆で、武力

攻撃事態対処法の基本理念に、「武力行使は事態に応じ合理的に必要と判断される限度」と明記されているように、憲法第9条を踏まえて、自衛隊の行動を主権国家が当然に有する固有の自衛権の範囲内のものとして法整備を行うことによって、むしろその武力行使においては、必要最小限のものとの歯どめをかけることができたと言うべきであります。

また、決議案及び意見書案でも触れられている自治体への指示権などについては、附則で、「別に法律で定める日から施行」とし、事実上、国民保護法制整備の時点まで凍結されることが明文化され、住民の生活や安全をないがしろにするとの批判は全く当たらないものと考えます。

最後に、小樽市議会において、与党会派を構成されている民主党・市民連合の本決議案及び本意見書案に対する態度について、一言申し上げます。

有事関連3法案に関する国会における議論の過程で、与党3党と民主党の修正協議において、与党3党は民主党の要求に大幅な譲歩をして修正に応じ、衆院本会議においては前述のとおり、与党3党のみならず野党である民主党、自由党も賛成をして可決をされた経緯は、ご承知のとおりであります。その有事関連3法案の廃案を求める本決議案及び本意見書案に、本市議会における民主党・市民連合が会派として賛成をされるということは、公党の態度として著しく整合性を欠くものと言わざるをえません。本市議会、与党として一致して反対の態度を示されることを願うものであります。

以上、決議案第1号及び意見書案第1号に対する反対の討論といたします。(拍手)

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) 18番、佐々木勝利議員。

(18番 佐々木勝利議員登壇)(拍手)

18番(佐々木勝利議員) 簡潔に行います。民主党・市民連合を代表して、意見書案第1号及び決議案第1号に賛成の討論を行います。

意見書案第1号は、有事法制関連3法案の国会での法案成立に反対する意見書案です。第154回通常国会で上程され、2回にわたって継続審議になった武力攻撃事態法など有事関連法は、多くの重大な問題をはらんでいることから、我々は今国会での成立に反対し、慎重審議を求める立場をとってきました。今も変わりはありません。

改めて、この法案の問題点を指摘すると、一つには政府がなぜ成立を急ぐのかを明確にしていないこと。二つ目には、修正が加えられても、法案の根幹をなす有事の定義が非常に広い範囲にわたり、かつあいまいなこと。三つ目には、内閣総理大臣の権限のみを大幅に強化し、国の行政機関、地方自治体、指定公共機関に強制し、地方分権に逆行する中央集権的統制であること。このことは、小樽市民の生命・財産・人権を守るべき小樽市議会として、とうてい容認できるものではありません。四つ目には、国民の生命・身体及び財産を保護する内容が示されず、提起されている国民保護法制の内容も、また自治体の具体的な権限、責任も明確になっておりません。五つ目には、法案を通して米軍支援に踏み込む集団的自衛権の行使となる可能性が極めて高いなどなどです。

これらの法案は、アメリカの要請にこたえる中で進められてきたのも事実です。プッシュ政権は、実際にテロ戦争の名の下で、世界各地での戦争を遂行し、計画して日本が戦争に参加することに直結していると言っても過言ではない状況ではないでしょうか。また、この法案は、北東アジアをはじめとした世界の軍事的緊張を加速、増大させる結果となるのではないのでしょうか。

地方自治体首長、議会をはじめ各会派から強い反対と疑念の声が上がっています。5月15日、衆議院において武力攻撃事態法案など、有事関連3法案が多くの国民の反対の声を抑えて可決され、参議院に送られて、参議院の審議に入りました。政治的決着が図られ可決されたものでありますが、このような重大な法案に対して、政党間の思惑により政治的な駆け引きが行われ、実質的な国会審議がじゅうぶん行われていないまま衆議院を通過したことに対する一部評価をする声もありますが、厳しい批判が上がっています。当事者は真しに受け止めなければならないと思います。

このような有事関連法案は、いかなる修正、附帯決議をもってしても、集団的自衛権の行使や戦争協力という観点から憲法違反であり、とうてい許されるものではありません。9条をはじめとする、世界に誇るべき平和憲法を持つ我々は、今こそ平和を求める世界の市民との連帯という大きな目標に向かって、平和な社会をつくる努力をしなければならないと思います。武力をもって紛争や外交を解決するという方法、手段は、今後とるべきではないと思います。今の日本に求められているものは、平和憲法に基づく政策を強く推し進め、アジアと世界の平和環境をつくることに貢献することだと思います。

以上の観点から、決議案1号は、有事法制関連3法案に反対し、廃案にすることを求める決議です。賛成を強く主張して、討論を終わります。(拍手)

議長(中畑恒雄) 討論を終結し、これより、一括採決いたします。

意見書案第1号、決議案第1号を可決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中畑恒雄) 起立少数。

よって、意見書案第1号、決議案第1号は否決されました。

日程第3「閉会中の継続審査の申出」を議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員長から議会運営委員会の所管事項に関する調査について、調査終了まで継続して審査することの申出があったものであります。

申出のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中畑恒雄) ご異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本臨時会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

第1回臨時会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 3時15分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 中 畑 恒 雄

議員 前 田 清 貴

議員 佐々木 勝 利

諸般の報告

今臨時会に提出された意見書案、決議案

平成15年小樽市議会第1回臨時会議決結果表

諸般の報告（招集日印刷配布分）

(1) 木野下智哉、佐藤利幸両監査委員から、平成15年1月～2月分の各会計例月出納検査について報告があった。

(2) 平成15年第1回定例会において採択と決定した陳情の処理経過について、次のとおり報告があった。

陳情第96号「銭函サービスセンターにおける乳幼児医療費助成の償還払い実施方について」は、その取次業務を平成15年3月1日から銭函サービスセンターのほか、総合、塩谷の各サービスセンターの3カ所で実施いたしました。

なお、現在までの取扱件数ですが、銭函サービスセンターは3月が14件、4月が28件、5月は19日現在31件で合計73件であります。総合サービスセンター及び塩谷サービスセンターでの扱いはありません。

以 上

有事法制に関する意見書（案）

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 小樽市議会議員 | 若見智代 |
| | 同 | 菊地葉子 |
| | 同 | 山口保 |
| | 同 | 佐々木勝利 |
| | 同 | 古沢勝則 |

政府が国会に提出した有事法制関連 3 法案（武力攻撃事態法案、自衛隊法改正法案、安全保障会議設置法案）は、自治体住民の福利、生活や安全を確保する自治体の役割に重大な影響を及ぼします。

武力攻撃事態法案は、戦争を進めるためのさまざまな仕事を地方自治体が遂行する責務を明記し、内閣総理大臣が自治体に対して指示権や直接執行権を行使することまで認めるものです。また、自衛隊法「改正」案は、道路や海岸・河川、港湾、森林や公園などについて有する自治体の管理権を無視し、これらに対する工事などを実施できることとしています。これらは、住民の生活や安全、自然環境の保全をないがしろにするものに他なりません。

そもそも、日本に対する侵略戦争を企てる国の存在を政府みずから否定する一方で、戦争を放棄した日本国憲法の下で本格的に戦争を進める体制をつくり、住民や自治体を動員する制度をあえて立法化することには、疑問を抱かざるをえません。

このような有事法制関連 3 法案に対しては、住民の生活を守る立場から異議を唱えざるをえず、国会での法案成立に反対するものであります。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 15 年 5 月 27 日
小樽市議会

| | | | |
|-------|------------------|------|-----|
| 議決年月日 | 平成 15 年 5 月 27 日 | 議決結果 | 否 決 |
|-------|------------------|------|-----|

有事法制関連 3 法案の廃案を求める決議（案）

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 小樽市議会議員 | 若見智代 |
| | 同 | 菊地葉子 |
| | 同 | 山口保 |
| | 同 | 佐々木勝利 |
| | 同 | 古沢勝則 |

政府・与党が、第 155 回国会において成立を図ろうとしている有事法制関連 3 法案には、憲法原理に照らし、少なくとも以下に指摘する重大な問題点と危険性が存在します。

1. 「武力攻撃の恐れのある事態」や「事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態」までが「武力攻撃事態」とされており、その範囲・概念は極めてあいまいである。政府の判断によりどのようにも「武力攻撃事態」を認定することが可能であり、しかも国会の承認は「対処措置」実行後になされることから、政府の認定を追認するものとなる恐れが大きい。
2. 内閣により「武力攻撃事態」の認定が行なわれると、陣地構築や軍事物資の確保等のための私有財産の収用・使用、交通・通信・経済等の市民生活の規制などを行なうこととなる。また国民は国等の措置に「必要な協力をするよう努めるものとする」とされる。これは思想・良心の自由を侵害し、憲法規範の中核をなす基本的人権保障原理を変質させる重大な危険性を有する。
3. 「武力攻撃事態」における自衛隊の行動は、憲法の定める平和主義の原理、憲法第 9 条の戦争放棄・軍備及び交戦権の否認に抵触するのではないかとこの重大な疑念が存在する。また周辺事態法と連動して、米軍が行なう戦争あるいは紛争に我が国を参加させることにより、日米の共同行動すなわち個別的自衛権の枠を超えた「集団的自衛権の行使」となり、我が国に対する攻撃を招く危険を生じさせる。
4. 武力の行使、情報・経済の統制等を含む幅広い事態対処権限を内閣総理大臣に集中し、その事務を閣内の「対策本部」に所掌させることは、行政権は内閣に属するとの憲法規定と抵触し、また、内閣総理大臣の地方公共団体に対する指示権及び代執行権は地方自治の本旨に反し、憲法が定める民主的な統治構造を大きく変容させる危険性を有する。
5. 日本放送協会（NHK）などを指定公共機関とし、これらに対し「必要な措置を実施する責務」を負わせ、内閣総理大臣が対処措置を実施すべきことを指示し、実施されない時は自ら直接対処措置を実施することができることは、政府が放送メディアを統制下に置くものであり、市民の知る権利、メディアの権力監視機能、報道の自由を侵害し、国民主権と民主主義の基盤を崩壊させる危険性を有する。

以上のように、有事法制関連 3 法案は、武力又は軍事力の行使を許容するための強大な権限を内閣総理大臣に付与する授權法であり、基本的人権侵害の恐れ、平和原則への抵触の恐れだけでなく、憲法が予定する民主的な統治構造を変容させ、地方公共団体、メディアを含む指定公共機関の責務と内閣総理大臣の指示権、直接実施権及び国民の協力・努力義務を定めることにより、国家総動員体制への道を切り開く重大な危険性を有します。

上記理由に基づき、有事法制関連 3 法案に反対し、廃案にすることを求め決議します。

平成 15 年 5 月 27 日
小樽市議会

平成15年小樽市議会第1回臨時会議決結果表

会期 平成15年5月26日～平成15年5月27日(2日間)

| 議案番号 | 件名 | 提出年月日 | 提出者 | 委員会 | | | | 本会議 | |
|---------|-------------------------------------|----------|----------|-------|-------|----------|------|----------|------|
| | | | | 付託年月日 | 付託委員会 | 議決年月日 | 議決結果 | 議決年月日 | 議決結果 |
| 1 | 平成15年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算 | H15.5.26 | 市長 | | | | | H15.5.27 | 可決 |
| 2 | 小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案 | H15.5.26 | 市長 | | | | | H15.5.27 | 可決 |
| 3 | 小樽市税条例の一部を改正する条例案 | H15.5.26 | 市長 | | | | | H15.5.27 | 可決 |
| 4 | 工事請負契約について[菁園中学校屋内運動場新增築工事] | H15.5.26 | 市長 | | | | | H15.5.27 | 可決 |
| 5 | 工事請負契約について[公営住宅新築工事] | H15.5.26 | 市長 | | | | | H15.5.27 | 可決 |
| 6 | 小樽市助役の選任について | H15.5.26 | 市長 | | | | | H15.5.27 | 同意 |
| 7 | 小樽市収入役の選任について | H15.5.26 | 市長 | | | | | H15.5.27 | 同意 |
| 8 | 小樽市監査委員の選任について | H15.5.26 | 市長 | | | | | H15.5.27 | 同意 |
| 9 | 小樽市監査委員の選任について | H15.5.26 | 市長 | | | | | H15.5.27 | 同意 |
| 10 | 小樽市議会委員会条例の一部を改正する条例案 | H15.5.26 | 議員 | | | | | H15.5.26 | 可決 |
| 報告1 | 専決処分報告(小樽市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例) | H15.5.26 | 市長 | | | | | H15.5.27 | 承認 |
| 報告2 | 専決処分報告(小樽市税条例の一部を改正する等の条例) | H15.5.26 | 市長 | | | | | H15.5.27 | 承認 |
| 報告3 | 専決処分報告(平成15年度小樽市一般会計補正予算) | H15.5.26 | 市長 | | | | | H15.5.27 | 承認 |
| 意見書案第1号 | 有事法制に関する意見書(案) | H15.5.27 | 議員 | | | | | H15.5.27 | 否決 |
| 決議案第1号 | 有事法制関連3法案の廃案を求める決議(案) | H15.5.27 | 議員 | | | | | H15.5.27 | 否決 |
| その他 | 議長の選挙 | H15.5.26 | | | | | | H15.5.26 | 当選 |
| | 副議長の選挙 | H15.5.26 | | | | | | H15.5.26 | 当選 |
| 会議に | 常任委員の選任 | H15.5.26 | 議長 議長 | | | | | H15.5.26 | 選任 |
| | 議会運営委員の選任 | H15.5.26 | 議長 議長 | | | | | H15.5.26 | 選任 |
| 付した | 学校適正配置等調査特別委員会の設置 | H15.5.26 | 議長 議長 | | | | | H15.5.26 | 決定 |
| | 市立病院調査特別委員会の設置 | H15.5.26 | 議長 議長 | | | | | H15.5.26 | 決定 |
| 事件 | 北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙 | H15.5.26 | | | | | | H15.5.26 | 当選 |
| | 石狩湾新港管理組合議会議員の選挙 | H15.5.26 | | | | | | H15.5.26 | 当選 |
| | 後志教育研修センター組合議会議員の選挙 | H15.5.26 | | | | | | H15.5.26 | 当選 |
| | 石狩西部広域水道企業団議会議員の選挙 | H15.5.26 | | | | | | H15.5.26 | 当選 |
| | 議会運営委員会の所管事項に関する調査 | H15.5.27 | | | 議運 | H15.5.27 | 継続審査 | H15.5.27 | 継続審査 |